

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	趙 卿 我
論文題目	現代韓国における教育評価改革 ——パフォーマンス評価の意義と課題——		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、現代の韓国における教育評価改革について、特に「パフォーマンス評価 (performance assessment; 韓国においては「遂行評価」)」に焦点を合わせて、その意義と課題を検討するものである。韓国におけるパフォーマンス評価は、課題に対する学習者の実践的なアプローチを評価する方法である。韓国においては、1999年3月以降、パフォーマンス評価が国家的教育政策によって実施・普及されてきた。本論文は、韓国におけるパフォーマンス評価の歴史的展開を明らかにし、その理論的潮流を整理するとともに、具体的な実践と学力向上政策の詳細について検討している。</p> <p>第1章では、1945年から1999年までの韓国における教育評価の変遷を追っている。第二次世界大戦後の改革期 (1945年度から1949年度まで) は、学校別の学科試験が行われた一方で、知能検査と推薦書による選抜を試みる動きもあった。1951年度から1953年度までは中学校において測定論にもとづく「国家連合考査制度」が実施された。受験競争が過熱する中、1969年度より中学校入試については「無試験進学制度」が実施され、1974年からは「高等学校平準化教育政策」が採られた。しかし、1976年になると、相対評価や「無試験進学制度」への反省にもとづき「目標志向評価 (目標準拠評価)」が国家政策において導入された。1990年代には、「国家競争力強化」の観点からパフォーマンス評価が注目されるようになり、1999年以降、全国のすべての学校で実施されるに至った。</p> <p>第2章では、パフォーマンス評価の導入にあたって大きな影響を与えたBaek, Sun-GeunとNam, Myeong-Hoの評価論を検討し、その特質と課題を整理している。アメリカ合衆国の認知心理学の影響を強く受けたBaekは、認知構造の継続的な量的・質的变化を重視し、パフォーマンス評価によって「高次の思考力」と非認知的側面を総合的に評価することをめざした。また、Namは、採点の信頼性を高めるための工夫として、「評定法」「チェックリスト法」「行動記録法」「逸話記録法」などを提案した。</p> <p>第3章では、1999年にパフォーマンス評価が施行されて以降の教育政策の展開を描いている。施行後の最初の数年間はパフォーマンス評価とは何かについて周知を図る政策が採られた。また2004年には、大学入試の「入学査定官制 (Admissions Officer System)」においてもパフォーマンス評価との一貫性を図る方針が打ち出された。このような政策には、「高次の思考力」を保障する上で一定の意義が認められる。しかし一方で、急激な導入によって、教える内容の多さ、時間の確保の難しさ、評価の公正性・信頼性の確保の困難さといった問題が生じたことも指摘されている。</p>			

第4章では、パフォーマンス評価の実践の具体像を明らかにするため、「教育課程」、教科書・教師用指導書等を検討し、知識観の転換が見られることを確認している。また、梨花女子大学校師範大学附属初等学校の実践を調査し、評価の計画表、ワークブック、パフォーマンス課題、ループリックなどによって、児童の学習が方向づけられていることを明らかにしている。

第5章では、学力向上教育政策の一つとして1986年から2011年にかけて実施された「国家水準学業成就度評価」について検討している。「高次の思考力」の育成を重視する方針は、ここでも貫かれている。しかし、一方で、「何を教えるのか」の議論が不十分である、また結果の公表が過度の競争を生み出しているという問題も見られるという状況が報告されている。

第6章では、2007年から実施されている「入学査定官制」の導入過程と実態を検討している。「入学査定官制」は、先進大学への集中投資と大学内での構造的定着、入学査定官の養成・訓練が実施された後、それ以外の大学にも拡大するという形で普及が図られている。一方で、学校生活記録簿を充実させ、一貫性・信頼性を保つために、「非教科領域の総合支援システム」が整備されている。「入学査定官制」を実施している大学では、多様な評価の観点にもとづく総合的な考査が行われている。入学した学生は、大学生活によりよく適応し、学業成就度の伸びが大きいという調査結果もある。しかしながら、高等学校における統一的な評価基準の開発、入学査定官の継続的な確保といった点では、課題も残されている。

以上の検討を踏まえ、韓国におけるパフォーマンス評価の特徴として、次の3点が指摘されている。①国家政府の政策として導入されたことにより、統一的な認識のもとで実施されていること、②教科書や教師用指導書において、「パフォーマンス課題の多様化」「情意的な領域の充実化」が図られていること、③実施に当たっては、教師による専門的な評価が重視されていることである。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 words で作成し審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、現代の韓国における教育評価改革について、特に「パフォーマンス評価 (performance assessment; 韓国においては「遂行評価」)」に焦点を合わせて、その意義と課題を検討するものである。韓国におけるパフォーマンス評価は、課題に対する学習者の実践的なアプローチを評価する方法である。

本論文は、とりわけ次の3点において優れたものと評価できる。

第一に、韓国における教育評価改革に関わる政策と研究の歴史的展開について、丹念に追跡している点である。韓国においては、国家政策により、1999年3月以降、パフォーマンス評価がすべての学校において実施されてきた。本論文では、教育政策においてパフォーマンス評価が導入される経緯を、教育科学技術部、韓国教育課程評価院などの各種政策資料、ならびに全国規模で進む改革を牽引しているソウル市教育庁の資料を整理することによって明らかにしている。また、教育政策の策定と普及において中心的な役割を果たした Baek, Sun-Geun と Nam, Myeong-Ho の評価論を綿密に検討することにより、当初はアメリカ合衆国から理論的に輸入されたパフォーマンス評価が、韓国においてどのような独自性を持つに至ったのかを解明している。特に、「高次の思考力」だけでなく情意的な側面を総合的に評価することをめざしている点は、韓国におけるパフォーマンス評価の特質であると指摘している。

第二に、教科書や教師用指導書、ならびに梨花女子大学校師範大学附属初等学校での実践を詳細に調査することにより、韓国におけるパフォーマンス評価の実践の特長と課題を明らかにしている点である。まず、「高次の思考力」を育成し、評価の妥当性・信頼性を確保するための様々な工夫の具体像が描き出されている。また、国家政策によって統一的な実施が可能になった半面、急激な導入によって、教師の負担が大きい、時間の確保が難しい、教育内容の再検討が十分に行われていない、評価の公正性・信頼性の確保にも困難がある、といった問題点が生じたことも明快に指摘されている。

第三に、2007年から実施されている「入学査定官制 (Admissions Officer System)」の導入過程と実態を検討している点である。国家的な大学入試改革の取り組みとして「入学査定官制」が導入された経緯をたどるとともに、ソウル大学や建国大学などの取り組みについて説明している。特に、「入学査定官制」において採用されている様々な手続きや「大学典型 (選考対象要素・項目)」の詳細、電子

ブック (E-book) の形でポートフォリオ等を管理するために教育科学技術部が運営している「非教科領域の総合支援システム」について紹介している点は、注目に値する。

以上のように、本研究は、幅広く綿密な文献調査と現地調査によって、韓国における教育評価改革の特質と課題を明らかにしている。日本においては、近年、パフォーマンス評価の普及が進みつつあり、また入試改革についても本格的な議論が始まっている。韓国における教育評価改革の動向は、そのような日本の評価改革に対しても、大きな示唆を与えるものである。韓国の教育評価改革に関する先行研究がきわめて限られる中、本研究は、貴重な研究成果と言える。

なお、本研究に対しては、韓国におけるパフォーマンス評価論以外の教育評価論の潮流が十分に検討されていない、という課題も指摘された。様々な立場からの教育評価論を検討すれば、本研究においてなされている実践の分析は、さらに明快かつ深まりをもつものへと洗練されることが期待される。また、韓国の評価実践は教師の高度な専門性に依拠していることから、個々の教師の実践に即したさらなる探究も求められるところであろう。

このように本論文は今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的意義を損なうものではない。口頭試問では、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題としてさらなる研究に邁進する決意を示している。

よって、本論文は、博士 (教育学) の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成25年2月13日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降